

○飯塚市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要

綱

平成28年3月24日

飯塚市告示第75号

改正 H28-140

(趣旨)

第1条 この告示は、高等学校を卒業していない(中退を含む。)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって、現に20歳未満の児童を扶養している者(以下「ひとり親家庭の親」という。)及びひとり親家庭の児童(ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童。以下「児童」という。)が、高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図ることにより、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することを目的として給付金の支給を行う事業(以下「本事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(H28-140一改)

(給付金の種類)

第2条 本事業の給付金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給する給付金
- (2) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金

(支給対象者)

第3条 本事業の支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭の親及び児童であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業生及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者等ですでに大学入学資格を取得している者及び過去に本事業の給付金の支給を受けた者は、支給の対象としない。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
- (2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能若しくは資格の取得状況又は労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(H28-140一改)

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、市長が適当と認める高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等修学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(給付金の支給額等)

第5条 本事業の給付金の支給額等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受講修了時給付金は、支給対象者が、対象講座の受講のために支払った費用の20%に相当する額とする。ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。
- (2) 合格時給付金は、支給対象者が、対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合は、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は15万円とする。

(事前相談)

第6条 本事業の給付金を希望する者は、自らが受講しようとする講座等について、市に対して事前に相談を行わなければならない。

(対象講座の指定申請等)

第7条 本事業の給付金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自らが受講しようとする講座について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(以下「受講対象講座指定申請書」という。)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、受講開始日以前に対象講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができるものとする。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合は前々年分、8月から12月までの間に申請する場合は前年分。以下同じ。)並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかに

することができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)以下同じ。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、受講対象講座指定申請書を受理したときは、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは遅滞なくその旨を申請者にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により通知するものとする。

(給付金の支給申請等)

第8条 申請者は、市長に対して、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書(以下「給付金支給申請書」という。)に次に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 受講修了時給付金の支給を受けようとする場合

ア 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 申請者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長の証明書

エ 受講対象講座指定通知書

オ 受講施設の長が、その施設の終了認定基準に基づいて受講者の受講の終了を認定する受講修了証明書

カ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 合格時給付金の支給を受けようとする場合

ア 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 申請者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長の証明書

エ 受講対象講座指定通知書

オ 文部科学省が発行する合格証書の写し

カ その他市長が必要と認める書類

- 2 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日以後に行うことができるものとし、受講修了日から起算して30日以内にしなければならない。また、合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日以後に行うことができるものとし、合格証書に記載されている日から起算して40日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 3 市長は、給付金支給申請書を受理したときは、受給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の決定を行ったときは遅滞なくその旨を申請者にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定(却下)通知書(以下「給付金支給決定(却下)通知書」という。)により通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、詐欺その他不正な手段により受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月9日 告示第140号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。